

○東温市文化関係全国大会出場者激励金交付要綱

(平成 28 年 1 月 29 日告示第 17 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、文化関係全国大会出場者のうち、東温市に関するものに対し、予算の範囲内において激励金を交付することにより、もって文化活動の活性化と意欲の向上に資することを目的とする。

(交付の対象)

第 2 条 激励金の交付対象は、別表に定めるとおりとする。

(交付の対象の調査等)

第 3 条 前条の別表に定める事項に関する調査及び審査は、市長が行い、予算の範囲内で激励金として支出するものとする。

(交付の申請)

第 4 条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文化関係全国大会出場者激励金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて大会前 15 日までに市長に提出しなければならない。

(1) 大会要綱

(2) 参加者名簿（様式第 2 号）

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により激励金の交付の申請があったときは、その内容及び関係書類等を審査し、激励金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、予算の範囲内において激励金を交付することを決定するものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、激励金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して激励金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第 6 条 市長は、前条の規定により激励金の交付を決定したときは、速やかに、激励金交付決定通知書（様式第 3 号）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を申請者に通知するものとする。

(激励金の交付時期等)

第 7 条 激励金の交付時期は大会参加前に交付する。

2 申請者が激励金の交付を受けようとするときは、激励金請求書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後 20 日以内に実績報告書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、激励金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に激励金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 激励金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 大会参加の方法が不相当であると認められたとき。
- (4) 大会が中止になったとき。
- (5) 大会に参加しなかったとき。
- (6) 正当な理由なく前条に規定する報告を怠ったとき。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条、第 3 条関係)

対象	市内に居住する者、市内の事業所・学校に通勤通学する者が、各種協会・文部科学省等が主催する全国大会以上の大会に、代表として出場する場合。県予選又は四国予選等を経た大会とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
金	全国大会 一人 10,000 円

額	国際大会 一人 20,000 円
備考	団体種目について、市内の文化団体・事業所・学校等のチームが出場する場合は、大会要綱等に定められた出場者名簿に登録された者とし、実際の参加人数分のみとする。

様式第 1 号(第 4 条関係)

文化関係全国大会出場者激励金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

参加者名簿

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

激励金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

激励金請求書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

実績報告書

[別紙参照]